

FOR TOMORROW

しゅや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第14回通常総会〉

— 第14回通常総会報告 —

— 渋谷税務署人事異動報告 —

2026.8・9
No. **601**
令和8年

第14回通常総会報告(事業報告・貸借対照表等)	3
渋谷税務署人事異動報告	8
老後不安の時代に企業が取り組むべきこと	10
事業ア・ラ・カルト(講習会・セミナー・部会事業等)	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

8月・9月(10月)実施する主な事業

一般参加可能行事
長期講習会
地域行事

- | | |
|-------------------------------|--|
| ● 8月4日 第1ブロック役員会 | ● 9月16日 女性部会役員会・絵はがき審査会 |
| ● 8月25日 会員増強合同会議 | ● 9月19日 金王八幡例大祭(税金クイズ)
＜第3・4ブロック＞ |
| ● 9月3日 加計塚小学校租税教室＜青年部会＞ | |
| ● 9月4日 広報委員会 | ● 10月8日 法人会全国大会茨城大会
【税制改正要望全国大会】 |
| ● 9月9日 コサージュワークショップ
＜女性部会＞ | ● 10月8日 オンラインセミナー
「はじめての経理実務」11／4まで |
| ● 9月15日 第2回理事会 | ● 10月14日 税務相談日 |
| ● 9月16日 税務相談日 | |

ブロック税務講習会の開催

10月から各ブロックで税務講習会を企画、開催いたします。開催日時、会場等については、**お葉書等でお知らせいたします**ので、是非ご出席下さい。

決算法人説明会ご案内に関するお知らせ

例年決算期を迎える法人に対して、お葉書で“**決算法人説明会**”のご案内を差し上げておりましたが、2025年9月期決算から**お葉書でのご案内を廃止**することになりました。

決算法人説明会は、**1月～11月**(12月は11月と合同)の**年12回**(3月は2回)開催しておりますので、日時・会場につきましては**渋谷法人会ホームページ**でご確認下さい。

お申込みにつきましては渋谷法人会HPトップページの**トピックス**からお申込み下さい！

8月26日(水)	13:30～15:30	渋谷税務署 7階 大会議室
9月24日(木)	13:30～15:30	渋谷税務署 7階 大会議室
10月28日(水)	13:30～15:30	渋谷税務署 7階 大会議室
11月25日(水)	13:30～15:30	渋谷税務署 7階 大会議室

税務相談日について

月に1回(1月・8月除く)無料税務相談日を設けております。

◆開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。

事務局からのお知らせ

8月11日(火)から16日(日)は事務局職員の夏季休暇とさせていただきます。

公益社団法人
渋谷法人会

第14回通常総会



全議案原案通り承認可決 第14回通常総会終了

去る6月19日(金)午後5時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて第14回通常総会を開催しました。(令和8年3月末有効議決権数2,836 委任状数1,297通 出席者163名で、合計1,460となり、総会成立に必要な1,418を上回る)

総会は会員皆様のご理解とご協力により、議決権も過半数に達し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。

続いて、令和7年度に会員増強で多くの会員を獲得いただいた方々に感謝状を長島会長から授与いたしました。

その後、ご来賓の渋谷税務署長時村英樹様にご祝辞をいただき、無事第14回通常総会を終了することができました。

そして、東京渋谷都税事務所長の北村周一様、渋谷区長長谷部健様、友誼団体代表東京税理士会渋谷支部長の山崎哲也様よりご祝辞をいただき、柳田顧問の発声により乾杯をし、懇親会に入り会員交流を図りました。



渡辺総務委員長
事業報告・事業計画報告



新居財務委員長
収支決算報告・予算報告



福井監事
会計監査報告

正しい税知識を学ぼう

令和7年度事業報告

<概況>

令和7年度は「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上と企業経営および社会の健全なる発展に貢献し、公益法人としての使命を達成し、組織的に事業活動を展開してまいりました。

今期は森林火災、豪雨、台風、地震をはじめとした、多くの自然災害、クマの異常出没による人身被害も発生した一年でした。

世界情勢はロシアのウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化と地政学リスクが高まり続いています。

経済については、円安による価格高騰が輸入物価を押し上げ、生活や産業に大きな影響を与えました。ドナルド・トランプ氏がアメリカ大統領に再就任し発出した「トランプ関税」は世界経済に大きな影響を与え、国際貿易に混乱が生じ、多くの企業が生産拠点の見直し等を迫られました。

金融市場は金利のある世界に回帰しましたが、先行きは不透明です。

そのような中、日本では10月に高市早苗氏が日本初の女性首相に就任しましたが、物価高対策をはじめとする諸課題が山積みで、早期解決を期待する状況ではありますが、地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境は、原材料価格や人件費の上昇、人手不足など厳しさが増えています。また、個人消費も物価上昇に所得の増加が追いつかない状況が続いています。

税制改正では、中小企業等の法人税率を17%に引上げ、経営強化税制の拡充・期間の延長等の見直しがありました。そして物価上昇に対応するため、所得税の基礎控除の引上げ、特定親族特別控除の新設、給与所得控除の最低保障額の引上げ等が行われました。

渋谷法人会の活動は、6月13日に第13回通常総会を開催、10月には渋谷税務署のご指導の下、ブロック税務講習会を開催し、令和7年度税制改正の内容、キャッシュレス納付についての説明会を行い、税務行政のDX、法人税申告のALL e-Tax化、源泉所得税のキャッシュレス納付の推進を積極的に発信いたしました。

10月・11月に「令和7年度税制改正を踏まえた年末調整説明会」11月の「税を考える週間」では、渋谷税務関係団体協議会の一員として「渋谷区くみんの広場」に参加、20日には経営税務学校を開催いたしました。

青年部会では、部会の主軸の事業に定着した「租税教室」を区内の小学校で開催し、次世代を担う子供達に税の大切さを伝えることができました。

女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈し、税務署・区役所などで展示を行いました。

社会貢献委員会は区内特養ホームの慰問活動を実施し、秋のコンサートと題して、デイサービス利用者、入居者、入居者のご家族、職員の皆様にオペラや童謡など歌のプレゼントをさせていただきました。

会の運営にあたりましては、本部・支部及び部会役員、そして多くの会員の皆様がその役割・責任において、ボランティア精神で事業活動にご参加ご協力いただきましたことに改めて感謝申し上げます。



乾杯：柳田顧問



長島会長より、会員増強感謝状贈呈 伊藤常任理事(右)



長島会長挨拶



来賓祝辞
時村渋谷税務署長



来賓祝辞
北村渋谷都税事務所長



来賓祝辞
長谷部渋谷区長



来賓祝辞
山崎東京税理士会渋谷支部長

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,352,272	18,925,486	△ 3,573,214
(現 金)	(1,366,531)	(1,058,579)	(307,952)
(当座預金)	(627,159)	(317,348)	(309,811)
(普通預金)	(12,181,184)	(16,127,601)	(△ 3,946,417)
(郵便貯金)	(1,177,398)	(1,421,958)	(△ 244,560)
未収会費	1,410,600	1,420,200	△ 9,600
前 払 金	601,589	458,910	142,679
【流動資産合計】	17,364,461	20,804,596	△ 3,440,135
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
定期預金	439,834,860	439,834,860	0
普通預金	1,062,618	1,060,430	2,188
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0
【基本財産合計】	546,934,759	546,932,571	2,188
(2)特定資産			
社会貢献引当資産	852,909	851,563	1,346
会館修繕積立資産	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000
【特定資産合計】	1,852,909	2,851,563	△ 998,654
(3)その他固定資産			
建物	41,565,019	43,523,580	△ 1,958,561
建物付属設備	148,183	197,577	△ 49,394
車両運搬具	1	1	0
什器備品	1,392,396	2,024,161	△ 631,765
電話加入権	430,400	430,400	0
ソフトウェア	0	0	0
長期前払費用	10,360	10,360	0
【その他固定資産合計】	43,546,359	46,186,079	△ 2,639,720
【固定資産合計】	592,334,027	595,970,213	△ 3,636,186
【資産合計】	609,698,488	616,774,809	△ 7,076,321
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	375,000	△ 375,000
前受金	0	45,000	△ 45,000
預り金	169,523	117,683	51,840
【流動負債合計】	169,523	537,683	△ 368,160
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,582,260	15,480,430	101,830
【固定負債合計】	15,582,260	15,480,430	101,830
【負債合計】	15,751,783	16,018,113	△ 266,330
III 正味財産の部			
1. 特定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	593,946,705	600,756,696	△ 6,809,991
(うち基本財産への充当額)	(546,934,759)	(546,932,571)	(2,188)
(うち特定資産への充当額)	(1,852,909)	(2,851,563)	(△ 998,654)
【正味財産合計】	593,946,705	600,756,696	△ 6,809,991
【負債及び正味財産合計】	609,698,488	616,774,809	△ 7,076,321

事業に参加することがメリットにつながる

正味財産増減計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				新 聞 図 書 費	284,645	230,495	54,150
1. 経常増減の部				支 払 手 数 料	3,930,171	3,558,425	371,746
(1)経常収益				雑 費	0	0	0
基本財産運用益	451,411	161,436	289,975	管 理 費	15,861,224	18,154,149	△2,292,925
基本財産受取利息	451,411	161,436	289,975	給 料 手 当	4,620,937	5,609,580	△988,643
特定資産運用益	1,346	140	1,206	退 職 給 付 費 用	182,366	401,440	△219,074
特定資産受取利息	1,346	140	1,206	福 利 厚 生 費	7,420	9,200	△1,780
受取会費	33,094,300	34,215,100	△1,120,800	法 定 福 利 費	789,644	935,433	△145,789
一般会費受取会費	33,094,300	34,215,100	△1,120,800	旅 費 交 通 費	195,022	242,273	△47,251
事業収益	2,469,477	2,765,039	△295,562	通 信 運 搬 費	231,018	189,731	41,287
講習会会費収益	449,400	572,500	△123,100	減 価 償 却 費	527,944	629,292	△101,348
福利厚生事業収益	1,325,927	1,367,339	△41,412	消 耗 什 器 備 品 費	987	26,728	△25,741
広 告 収 益	636,750	748,000	△111,250	消 耗 品 費	92,342	57,243	35,099
貸 館 業 収 益	57,400	77,200	△19,800	リ ー ス 料	150,775	155,549	△4,774
受取補助金	26,253,991	26,665,689	△411,698	修 繕 費	0	1,226,500	△1,226,500
全法連受取助成金	24,832,800	25,378,900	△546,100	印 刷 製 本 費	341,494	313,771	27,723
東法連受取助成金	1,421,191	1,286,789	134,402	広 告 宣 伝 費	88,500	104,500	△16,000
受取負担金	4,857,100	4,178,000	679,100	車 輛 管 理 費	22,159	4,165	17,994
総会・賀詞受取負担金	3,900,000	3,666,000	234,000	光 熱 水 料 費	216,252	224,384	△8,132
会員交流事業負担金	957,100	512,000	445,100	事 務 所 管 理 費	454,277	336,035	118,242
雑収益	1,571,284	1,304,805	266,479	保 険 料	199,387	180,388	18,999
受 取 利 息	33,618	14,967	18,651	表 彰 費	161,230	112,425	48,805
雑 収 益	1,537,666	1,289,838	247,828	緒 謝 金	10,000	10,000	0
【経常収益計】	68,698,909	69,290,209	△591,300	会 場 費	1,074,354	1,292,567	△218,213
(2)経常費用				租 税 公 課	581,032	576,120	4,912
事 業 費	59,647,676	74,452,125	△14,804,449	諸 会 費	348,925	348,925	0
給 料 手 当	18,483,753	22,438,320	△3,954,567	支 払 負 担 金	518,400	643,000	△124,600
退 職 給 付 費 用	729,464	1,605,760	△876,296	会 議 費	3,750,693	3,536,990	213,703
福 利 厚 生 費	29,680	36,800	△7,120	渉 外 慶 弔 費	258,012	261,710	△3,698
法 定 福 利 費	3,158,578	3,741,732	△583,154	委 託 費	136,120	135,460	660
旅 費 交 通 費	2,740,702	2,776,150	△35,448	新 聞 図 書 費	29,824	29,604	220
通 信 運 搬 費	4,830,148	7,319,669	△2,489,521	支 払 手 数 料	487,710	405,136	82,574
減 価 償 却 費	2,111,776	2,517,167	△405,391	雑 費	145,600	5,400	140,200
消 耗 什 器 備 品 費	3,950	106,914	△102,964	貸 倒 損 失	238,800	150,600	88,200
消 耗 品 費	1,491,523	1,597,427	△105,904	【経常費用計】	75,508,900	92,606,274	△17,097,374
リ ー ス 料	603,099	622,195	△19,096	評価損益等調整前当期経常増減額	△6,809,991	△23,316,065	16,506,074
修 繕 費	0	4,906,000	△4,906,000	評価損益等計	0	0	0
印 刷 製 本 費	7,416,023	9,367,139	△1,951,116	当期経常増減額	△6,809,991	△23,316,065	16,506,074
広 告 宣 伝 費	10,000	10,000	0				
車 輛 管 理 費	88,637	16,659	71,978	2. 経常外増減の部			
光 熱 水 料 費	865,007	897,537	△32,530	(1)経常外収益			
事 務 所 管 理 費	1,817,108	1,344,139	472,969	経常外収益計	0	0	0
保 険 料	799,560	726,020	73,540	(2)経常外費用			
表 彰 費	83,140	78,705	4,435	固定資産除却損	0	42,488	△42,488
諸 謝 金	1,664,500	1,994,000	△329,500	経常外費用計	0	42,488	△42,488
会 場 費	645,790	846,432	△200,642	当期経常外増減額	0	△42,488	42,488
租 税 公 課	2,706,248	2,571,380	134,868	【当期一般正味財産増減額】	△6,809,991	△23,358,553	16,548,562
支 払 負 担 金	580,854	492,678	88,176	【一般正味財産期首残高】	600,756,696	624,115,249	△23,358,553
会 議 費	3,625,399	3,697,586	△72,187	【一般正味財産期末残高】	593,946,705	600,756,696	△6,809,991
委 託 費	947,921	952,796	△4,875	Ⅲ 正味財産期末残高	593,946,705	600,756,696	△6,809,991

この社会あなたの税がいきている

部会事業報告会

源泉研究部会 事業報告会を開催



去る4月16日(木)今回は東急REIホテルにて、令和7年度渋谷法人会源泉研究部会事業報告会及び懇親会を開催した。事業報告会では、令和8年度事業計画、令和7年度事業報告について審議し、承認可決された。

事業報告会総出席者は、15名。



鈴木青年部会長挨拶

青年部会・女性部会 合同事業報告会を開催



北島女性部会長挨拶



来賓祝辞
渋谷税務署安部副署長



来賓祝辞
渋谷法人会会長島会長

去る5月11日(月)午前11時より、渋谷法人会館に於いて、青年部会・女性部会合同事業報告会を開催した。

開会の言葉の後、鈴木青年部会長と北島女性部会長の挨拶、事業報告会に先立ち、研修会として、渋谷税務署の斉藤副署長より、「マルサの仕事・脱税を見逃さない」と題して自己紹介の後、前部署が査察部の斉藤副署長ならではのお話しをお聴きした。

青年部会から事業報告会に入り、令和7年度事業報告・収支決算報告・監査報告。続いて令和8年度事業計画並びに予算について報告した。

次に女性部会の事業報告会に移り、青年部会と同じく令和7年度事業報告と決算報告。次に令和8年度事業計画と収支予算を報告して終了した。

その後、渋谷税務署安部渋谷税務署副署長と渋谷法人会の島会長よりご祝辞をいただき、続いて懇親昼食会に入った。

出席者は来賓、青年部会、女性部会併せて、44名だった。



第1部：合同事業報告会 研修会 講師：斉藤副署長



青年部会・女性部会合同事業報告会 議事進行

みんなの力で法人会を大きく育てよう

渋谷税務署 異動報告

新署長に

まえだ はるこ
前田 治子 氏

法人担当副署長

あいかわ ひろあき
(新任) **相川 博章 氏** (法人総括担当)
はしもと たけし
(新任) **橋本 毅 氏** (法人調査担当)
さいとう まさと
(留任) **斉藤 正人 氏** (法人調査担当)

令和8年度渋谷税務署人事異動 (敬称略)

渋谷(新)	氏 名	前任(前官職)	渋谷(前)	氏 名	異動先(新官職)
署 長	前 田 治 子	局・徴収・次長	署 長	時 村 英 樹	総務・人事二・専門官
法人総括副署長	相 川 博 章	課税一・訟務・訟務官	法人総括副署長	安 部 和 陽	千葉東・総合・(指)特官
法人調査副署長	橋 本 毅	木更津・法・(指)特官	法人調査副署長	藪 田 真由美	立川・法・(指)特官
法人調査副署長	斉 藤 正 人	留 任	法人調査副署長	斉 藤 正 人	留 任
法人第1統括官	藤 井 雅 英	留 任	法人第1統括官	藤 井 雅 英	留 任
法人第2統括官	茂 木 志 麻	藤沢・法6・統括官	法人第2統括官	藤 井 美 香	藤沢・法4・統括官
法人第3統括官	松 尾 幸 治	留 任	法人第3統括官	松 尾 幸 治	留 任
総 務 課 長	伊 藤 利 明	茂原・総務・課長	総 務 課 長	岡 田 宏 樹	横浜中・副署長
総務課長補佐	堀 内 淳	留 任	総務課長補佐	堀 内 淳	留 任
法人審理上席・法人会担当	山 坂 千 春	庁・税務大学校・学務二係	法人審理調査官	樋 口 峰 子	留 任
法人審理調査官	樋 口 峰 子	留 任	法人審理調査官	天 谷 智 恵	神田・法人・調査官
			法人審理調査官	石 川 瑛 貴	千葉南・法人・調査官
法人審理上席	池 野 公 朗	京橋・法人・審理上席	法人審理上席	杉 山 健 一	京橋・法人・審理上席
法人審理調査官	藤 本 隆 聖	留 任	法人審理調査官	藤 本 隆 聖	留 任

※7月10日付けで渋谷税務署の定期人事異動がありました。【法人会と関わりのある方のみ】

退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長
時村 英樹 氏



盛夏の候、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ごとで恐縮ですが、この度の定期異動で、渋谷税務署を去ることとなりました。長島会長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、着任以来、本当にお世話になりました。

この1年間、署長として渋谷署管内の様々な行事に参加させていただき、公益社団法人渋谷法人会が「健全な納税者の団体」として、税知識の普及や、納税意

識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでいただいていることを身近に感じることができました。

小学校における租税教室への講師派遣、絵はがきコンクール、ブロック別税務講習会や税金クイズ、美化活動、特養ホームへの慰問など、地域と一体となった多彩な活動を取り上げれば枚挙に暇がありません。さらに、税務行政のDXに対し深いご理解と多大なるご協力を賜りました。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、皆様方との連携・協調の一層の深化・強化が欠かせないものとなります。引き続き、強力なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

電子納税、電子申告を活用しよう

渋谷税務署 新幹部ご紹介

(敬称略)

7月10日付で、渋谷税務署の人事異動が有り、新しい渋谷税務署幹部の方々が着任されました。
総会や新年賀詞交歓会にご出席、または講師等をお願いする方々です。



副署長
斉藤 正人

出身：茨城県取手市
前任：留任（2年目）
一言：引き続き現職を務めることとなりました。昨年以上に法人会の皆様と交流を深め、会の活動に貢献したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



署 長
前田 治子

出身：東京都品川区（出生地）
前任：東京国税局 徴収部 次長
一言：日本と世界を牽引するパワーを持った街『渋谷』に勤務することとなり、身の引き締まる思いで着任いたしました。渋谷法人会の皆様からは、社会正義の実現への熱い想いと、地元・渋谷への愛情を強く感じております。行政機関の1つとして共に手を取り合い、地域の更なる発展に結び付けていければと考えております。また、当署におきましては、基幹システムの刷新、e-Taxやキャッシュレス納付の推進といったDXへの取組が今事務年度の重要課題です。渋谷法人会の皆様のお力添えをいただきながら、より緊密な連携体制を進めていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



副署長
相川 博章

出身：千葉県君津市
前任：東京国税局 課税第一部 国税訟務官室 訟務官
一言：初めての渋谷署勤務となります。法人会の皆様と様々な機会を通じて交流を深めるとともに、少しでも皆様のお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



副署長
橋本 毅

出身：鹿児島県鹿児島市
前任：木更津税務署 法人 特別国税調査官
一言：渋谷署勤務は11年ぶり2回目となります。活気溢れる渋谷の街で再び勤務できることに喜びを感じております。各行事に積極的に参加させていただき、交流を深めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度、税務講習会や様々な研修会等々で、講師等をお願いする方々です。



法人課税第3部門
審理担当上席調査官
池野 公朗

出身：北海道室蘭市
前任：京橋税務署 法人課税第3部門
一言：初めての渋谷署勤務となります。ニーズに沿った源泉所得税の研修会を開催させていただき、皆様のお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第3部門
統括国税調査官
松尾 幸治

出身：東京都青梅市
前任：留任（2年目）
一言：昨年に引き続き、研修会や説明会等様々な場面で皆様との交流を深め、少しでも渋谷法人会のお役に立ちたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門
統括国税調査官
藤井 雅英

出身：長野県長野市
前任：留任（2年目）
一言：昨年に引き続き渋谷の街で仕事ができますことを嬉しく思っております。様々な行事等を通じて皆様と交流を深め、少しでもお役に立てますよう頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門
審理担当上席調査官
山坂 千春

出身：大阪府堺市
前任：国税庁 税務大学校 学務二係
一言：初めての渋谷署勤務となります。法人会の担当をさせていただくことになりました。法人会の皆様と様々な機会を通じて交流を深めるとともに、少しでも貢献できるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

老後不安の時代に企

■教育が必要になった背景

かつては、社員が老後の心配をすることはありませんでした。会社に勤め続ければ、やがて定年退職を迎えて、年金をもらいながら穏やかに余生を過ごす。そのような将来像を誰もが当然のことだと描いていた時代があったのです。

しかし、現代においてはこの前提が大きく崩れてきました。そのきっかけの一つは、金融庁が発表した「老後2,000万円問題」です。

「老後の生活には年金だけでは足りず、約2,000万円の金融資産が必要になる可能性がある」と発表されたことで、特に若い世代を中心に老後に対する不安が高まりました。

国も、こうした不安を少しでも解消しようとiDeCo（個人型確定拠出年金）やNISA（少額投資非課税制度）を整備し、投資を奨励する方向に動いています。

また、首相自らが経済界に対して賃上げを要請するといった動きも起きています。初任給においては、いきなり30万円を超える金額を提示する企業も現れ、初任給の高さが採用競走に直結する時代になりつつあります。

こうした時代変化の中で、特に若い社員は常に転職の可能性を意識しながら働くようになっていでしょう。だからこそ、会社として「うちに勤め続けることがあなたの将来にとっていかに有益か」を明確に伝える教育が、今まさに必要とされているのです。

■老後の生活設計_年金制度の現実を知る

(1) 年金制度が抱える構造的な問題

日本の公的年金制度は1961年（昭和36年）に始まりました。当時、年金が支給される年齢は男性の場合、60歳からで、平均寿命は66歳でした。このことから、当時は「年金を受け取れるのはおよそ6年間」と設計上想定されていたのです。

ところが現在、男性の平均寿命は81歳、女性は87歳にまで伸びています。予防医学の進歩により「人生100年時代」という言葉が現実味を帯び、120歳まで生きられるという研究報告も出ています。100歳以上の方は既に国内に9万人、まもなく10万人に達しようとしている状況です。

これを受け、年金の支給開始年齢が現在の65歳から、70歳に引き上げられる可能性が高いと言われています。

仮に70歳から年金を受け取って100歳まで生きるとなれば、年金受給期間は30年以上になります。一方、納付期間はおよそ40年です。現在の1人あたりの受給額と受給期間を考えると、単純に計算しても年金制度が持続できるかどうかは大きな疑問が生じます。

業が取り組むべきこと

社会保険労務士 安藤 貴裕

(2) 現役世代の負担額が加速している

年金制度の根幹にある「現役世代が高齢者を支える」今の仕組み、大きく変化しています。

1965年は「胴上げ型」と呼ばれ、65歳以上の高齢者1人につき、20～64歳の9.1人が支える形でした。

しかし、2012年になると「騎馬戦型」と呼ばれ、65歳以上1人につき、20～64歳の2.4人だけで支えるようになります。

将来的に2050年は「肩車型」になるとされ、65歳以上1人を、20～64歳の約1.2人が支える形になると予想されています。この2050年の数字を見れば誰もが「これは無理だ」と感じるはずです。

もちろん国もこの現実に対して対策を考えているはずですが、とりわけ若い世代の社員は「自分が年金をもらえる頃にはまともな額が受け取れないかもしれない」といった不安を持っているでしょう。このことを会社は理解しておくことが重要です。

すでに年金を受給している世代には、この切実さが伝わりにくいかもしれませんが、若い社員にとっては現実問題でしょう。この不安を会社として放置したままでは、「転職」という選択肢がより魅力的に映ってしまいます。その対策として今いる若い社員に対し「老後も安心できる会社である」ということを教育していく必要があります。

■欧米と日本の仕事観の違いを社員に伝える

欧米では「仕事そのものに人生の価値を見出すことはできない」という考え方が根強く、早期にリタイアして豊かな老後を楽しむことが理想とされる文化があります。

一方、日本では「働けるうちにできる限り働きたい」という声を最も多く聞きます。「元気なうちはずっと働きたい」という感覚が多数派なのでしょう。

実際、同じ年齢でも現役で仕事をしている人とそうでない人を比べると、働いている人のほうが表情も体力も若々しい場面がよく見られます。日本人にとって働くことは、単なる収入を得る手段ではなく、「社会とのつながり」や「やりがい」を得て、健康の維持に深く結びついているのです。

この価値観の違いを教育を通じて社員に明確に伝えることで、「年金をもらって楽になりたい」という発想もいいですが、できたら「この会社で成長し続けたい」という意識を根付かせることも必要かもしれません。

法人会
事業
アラカルト

沼津港深海水族館観光と 秩父宮記念公園散策日帰り見学ツアーを開催

一日帰りバス見学研修会

6月23日(火) 参加者33名

本年度も厚生委員会主催の日帰りバス見学会を実施した。今回はまず秩父宮両殿下がお住まいになられていた別邸を勢津子殿下のご遺言により、ご遺贈いただき、整備され開園した、四季折々の山野草を楽しんだ。

続いて昼食後、日本一深い湾の駿河湾にある、沼津港深海水族館で100種類を超える深海生物を見学した。その後沼津港市場の複合施設で観光とショッピングを楽しんでいただき、午後6時無事に渋谷に帰着、日帰りツアーを無事終了した。



厚生委員会バス研修会

広報委員会を開催

6月3日(水)今年度1回目の広報委員会を開催した。

議題に入り、しぶや法人4・5月号【No.599】、6・7月号【No.600】の経過報告、しぶや法人8・9月号【No.601】内容検討をした。



野口委員長挨拶

続いて、暑中見舞い広告について、今回も役員の方々にお願いしたいと諮り、了承を得た。また、今回の暑中見舞い広告のヘッダーについて検討し、決定した。



樋口審理担当調査官挨拶

新たな試みとして、他の法人会会報に会員の紹介記事が掲載されていて、非常に良いという意見があり、当会でも掲載を検討し、取り合えず募集してみようということになった。



広報委員会

生成AI活用仕事術セミナーを開催

～今こそ知りたい！日々の業務で
AIを実践的に活用するためのコツ～

去る7月2日(休)午後2時から渋谷法人会館において、今やビジネスにおける必須ツールとなってきたAI…。しかし、新しいテクノロジーの導入や使いこなすに悩むケースは少なくありません。



講師：藤原敬行氏

そこで、今回は基本から、多様なツールの違いや連携方法、最新ツールの活用可能性をナレッジフォースパートナーズ代表の藤原敬行氏を講師に迎え講演いただいた。



生成AI活用仕事術

申し込みは、定員50名のところ60名出席と好評だった。

広尾ハートフェスタに参加

第1ブロック（新村ブロック長）

5月17日(日)渋谷法人会第1ブロック（恵比寿、広尾、東）



広尾ハートフェスタ

は、広尾商店街振興組合主催の『広尾ハートフェスタ』に参加、税金クイズ等を提供し、解答していただいた方に法人会から花小鉢を提供し法人会をアピールした。

『租税教室』を開催

（代々木山谷小学校・神南小学校・神宮前小学校）

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ等を学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会では去る5月12日(火)代々木山谷小学校で午前9時25分～10時10分、10時30分～11時15分、11時20分～12時5分、6月5日(金)神南小学校で午前9時30分～10時15分、午前10時35分～11時20分、11時25分～12時10分まで、6年生を対象に3クラスに分けて、それぞれ45分ずつ開催した。出席者は代々木山谷小学校、神南小学校の両校とも3クラス併せて90名。

また神宮前小学校では、7月9日に2クラスに分けて行われ、併せて65名だった。



代々木山谷小学校租税教室



神南小学校租税教室

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和8年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(医)社団ナイズ	塚越 隆司	猿楽町17-5	6455-1754	医業
3	NOWAY(株)	住廣 勇樹	渋谷2-19-15		マーケティング
3	(株)洋々	清水 信朗	渋谷1-10-4	6433-5130	教育・コンサルティング
4	アルマ(株)	岸田 純平	道玄坂1-10-8		サービス業
4	(株)ピーシーライツ	清水 紀昭	南平台町2-12	6416-3284	物品賃貸業
4	(株)剣	住田 隆真	桜丘町31-14		IT
10	(株)テラス・テクノロジー	根本 善成	千駄ヶ谷1-12-8		PR・広報・広告支援事業
10	OTOI Planning合同会社	小林 哲	千駄ヶ谷5-13-18		建築設計業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和8年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)インスピリット	水野 省一	恵比寿3-29-16	6277-4086	ソフトウェア開発
4	(株)Threva	行木 知哉	道玄坂1-10-8		人材派遣
4	(株)TCFpro	草薙久美子	南平台町13-4-901		広報代行
7	(株)オークコーポレーション	新牧 章代	笹塚1-62-3	5365-1116	ミュージアムショップの運営
10	(株)to anyone	桑原進之助	千駄ヶ谷5-6-15		制作会社
11	Avalon	小里 宣子	神宮前3-41-1	3478-3003	Q2 ヘアサロン
区外	(株)マルヤス	宇田川直子	新宿区北新宿4-31-3	3368-3340	食堂等業務用食品卸売

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コ・ラ・ム

フリーランスライター
藤木順平

お盆といえば8月でしょ！

この春、進学や就職で地方から東京（およびその周辺）に来て、それまで順調に新生活を送ってきた人が「えーっ！」と驚くのは、7月15日が「お盆」であることだ（と思う）。

お盆は8月15日に決まっている。ご先祖さまもそのつもりでいるのだから…。

明治5年、政府から太陰暦（旧暦）を太陽暦（新暦）に変更せよとのお達しが出て、年中行事が1か月ほど繰り上がることになった。旧暦7月15日のお盆も新暦の7月15日に。ところが、米作りに携わっている地方の人たちからは「この時期は忙しくて、ご先祖さまに申し訳ない」。それならば、月遅れの8月15日をお盆にしようとなった。

全国的にはこの「月遅れのお盆」を採用し、いまに至っている。ちなみにNHKでは「月遅れのお盆」と言わず「8月お盆」と言うそう。

何ごとも日本の標準、あるべき姿と思っている東京の人たちに言いたい。「君たちのお盆は少数派なのだよ」と。盆踊りをするにも梅雨末期の大雨で大会が中止になるケースも多い（はず）。子どもたちも期末試験で殺気立っている。

GWや正月休みに旅行するのもいいが、8月の盆休みくらいは帰省して、みんなと昔を懐かしむのはどうだ。夕日もきれいだよ。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

メールアドレスを登録しよう



9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内) 6月にお送りした納付書により、9月30日(水)までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞ ※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替Web申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替

都税Web口座振替申込受付サービスにて、9月10日(木)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。



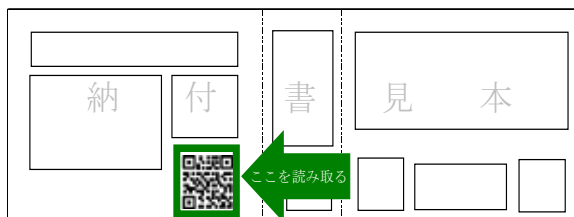
おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ページマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。



主税局HP
都税の支払い方法

【お問合せ先】 ＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
 ＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

中小企業者向け省エネ促進税制 法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

都税の納付はキャッシュレスで

◆詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

◆申告

- 電子申告
 - ・eLTAX
 - ・LoGoフォーム
- 郵送（所管事務所 宛）

◆納付

- スマートフォン決済アプリ
- ペイジー（インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM）
- クレジットカード納付
- eLTAX電子納税
- 口座振替

◆申請・届出（一部の手續を除く。）

- 電子申請・届出
 - ・eLTAX
 - ・LoGoフォーム
- 郵送（所管事務所 宛）

◆証明書等の取得

- 郵送（キャッシュレス決済）
- 郵送（定額小為替）
- 電子申請
 - 詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。



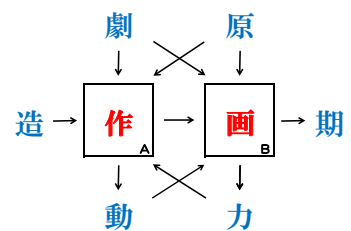
※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、東京都主税局ホームページをご覧ください。



主税局HP

しづや法人No.600
パズル・熟語づくり◎解答

解答 A 作 B 画



◎当選者

しづや法人No.600の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございました。

笹塚 井上様
広尾 萩原様
恵比寿 柳澤様
区外 宗村様
道玄坂 村上様

正解者の中から抽選で
5名の方にクオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10
公益社団法人 渋谷法人会事務局
e-mail : info.shibuya@tohoren.or.jp
FAX : 3461-0180まで

①クイズの答え○+○=(答え) ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和8年9月15日(火)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

パズル・数独

問題

提供：(株)ニコリ

			1				5	
3				2			9	
		2			8			
	2		5					8
		7		3		4		
4					1		6	
			3			7		
	9			4				2
	5				6			

$$\square + \square = \square$$

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。

□の2マスに入る数字を足すといくつ？

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

渋谷支社/

東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/

東京都港区麻布台1-3-1 (麻布台ヒルズ森JPタワー)
TEL 03-5401-3650

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05